



教 県 第 8 0 7 号
令 和 3 年 1 2 月 2 8 日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部改正について（通知）

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和3年埼玉県教育委員会規則第十七号）」が令和3年12月28日に公布され、別紙のとおり令和4年1月1日に施行されることになりました。

改正の概要等は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

- (1) 「出生サポート休暇」の新設
- (2) 女性の非常勤の学校職員（会計年度任用職員）の「産前・産後休暇」の有給化及び「加算休暇」の新設
- (3) 男性の非常勤の学校職員（会計年度任用職員）の「出産補助休暇」及び「男性職員の育児参加のための休暇」の新設（有給）
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

令和4年1月1日

担 当：県立学校人事課
学事・働き方改革担当 池田
電 話：048－830－6735

担 当：小中学校人事課
人事・学事・働き方改革担当 菅
電 話：048－830－6937

別紙

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項に次の一号を加える。

四 不妊治療に係る通院等を行う学校職員

第十二条第一項第二十四号ニ③中「こども応援ネットワーク埼玉（埼玉県福祉部少子政策課内に事務局を有するこども応援ネットワーク埼玉をいう。）に登録する」を「県教育委員会が定める」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第十八号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十八 学校職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の県教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第十二条第二項及び第三項中「及び第十九号」を「、第十九号及び第二十号」に改める。

第二十二條第二項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 第十二条第一項第一号に掲げる場合の休暇 出産予定日六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から産後八週間を経過するまでの期間。ただし、非常勤の学校職員から請求があつた場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、出産予定日前の期間及び産後の期間を併せて二週間の範囲内の期間を加算した期間

第二十二條第二項に次の三号を加える。

十一 第十二条第一項第十八号に掲げる場合の休暇 一の年度において五日（当該通院等が体外受精その他の県教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間

十二 第十二条第一項第十九号に掲げる場合の休暇 県教育委員会が定める期間内における一日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

十三 第十二条第一項第二十号に掲げる場合の休暇 同号に定める期間内における五日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

第二十二條第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「第十二条第一項第二十号」を「第十二条第一項第二十一号」に改め、同号を同項第十号とし、同条第五項中「第二項第五号」

を「第二項第六号」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第三項第八号」を「第三項第七号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三項第八号及び第九号」を「第三項第七号及び第八号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項第六号及び第七号」を「第三項第五号及び第六号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

- 6 第二項第十一号、第十二号及び第十三号の休暇は、一週間の勤務日が二日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。